

岩手県医療局管理規程第3号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(金銭の徴収又は収納の委託)</p> <p>第35条の2 [略]</p> <p>2 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の5第1項の局長が定める歳入は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 医業外収益（駐車場の利用料に限る。）</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならぬ。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(金銭の徴収又は収納の委託)</p> <p>第35条の2 [略]</p> <p>2 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2の5第1項の局長が定める歳入は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、局長が適当と認めるもの</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならぬ。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。